

ボツゾム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く總理府本府
關係命令の措置に關する法律迄不

將未存続すべき命令

一條 左に掲げる命令は、この法律施行後も法律としての効力を有するものとする。

恩給法の特例に關する件（昭和二十一年勅令第百二十八号）

警察予備隊令（昭和二十五年改令第二百六十号）

の命令

（命令の廃止）

二條 左に掲げる命令は、廃止す。

工場事業場、研究機關等の事業報告書等に関する件（昭和二十年廢

令、文部省令、農林省令、商工省令、運輸省令第一号）

「科学技術者経歴調査書」提出に関する件（昭和二十二年總理府令、内務省令、大

藏省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令第一号）

（廃止した命令に關する経過規定）

三條 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

附則
この法律は、日本国との平和條約の最初の効力發生の日から施行する。

理由

昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基いて整えられた總理府本府關係の諸命令のうち、恩給法の特例に関する件及び警察予備隊令は日本國との平和條約の効力発生後も存置する必要があると、工場事業場、研究機關等の事業報告書等に関する件及び「科学技術者経歴調査書」提出に関する件は、同條約の最初効力発生の日において廢止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク恩給法ノ特例ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和二十一年一月三十一日

内閣総理大臣券
第一復員大臣 男爵 幣 原 喜 重 郎
第二復員大臣

内務大臣	三 土 忠 造
司法大臣	岩 田 寅 造
外務大臣	吉 田 茂
厚生大臣	芦 田 均
大蔵大臣	子爵 澁 沢 敬 三
商工大臣	小笠原 三九郎
文部大臣	安 倍 能 成

農林大臣	副 島 千 八
運輸大臣	村 上 義 一

勅令第六十八号（官報二月一日）

第一條 軍人若ハ準軍人、内閣総理大臣ノ定ムル者以外ノ陸軍若ハ海軍ノ部内ノ公務員若ハ公務員ニ準ズベキ者（以下軍人軍属ト称ス）又ハ此等ノ者ノ遺族タルニ因ル左ノ各号ニ掲グル恩給ハ之ヲ給セズ

一 普通恩給

二 痼疾ノ程度ガ従前ノ恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号以下令ト称ス）第二十四條ノ第七項症ニ係ル増加恩給

三 傷病年金

四 一時恩給

五 痼疾ノ程度ガ令第三十一條（昭和二十一年勅令第五百四号ニ依ル改正前ノ令第三十一條トス以下同ジ）ノ第三目症又ハ第四目症

ニ係ル傷病賜金

六 扶助料

七 一時扶助料

第二條 軍人軍属トシテノ在職年月數ハ第五條ノ場合ヲ除クノ外在職年ノ計算ニ付之ヲ算入セズ

恩給法（昭和二十一年法律第三十一号ニ依ル改正前ノ規定ヲ含ム以下法ト称ス）第三十二條ノ規定ニ依リ附スベキ加算年ハ在職年ノ計算ニ付之ヲ算入セズ

第三條 軍人軍属トシテ退職シタル者ニシテ軍人軍属以外ノ公務員又ハ公務員ニ準ズベキ者（以下文官ト称ス）ヨリ軍人軍属ニ転官シタルモノニ付テハ其ノ転官ヲ以テ退職ト看做ス

第四條 普通恩給又ハ扶助料ヲ受クル者ニ付第一條又ハ第二條ノ規定ヲ適用シタル場合ニ於テ其ノ者ガ文官又ハ其ノ遺族タルニ因ル普通恩給又ハ扶助料ヲ受クルコトヲ得ザルニ至ル場合ニハ内閣總理大臣

ノ定ムル所ニ依リ一時恩給又ハ一時扶助料ヲ給スルコトヲ得

第五條 痾疾ノ程度ガ令第二十四條ノ特別項症乃至第六項症ニ係ル軍人軍属ニ給スル増加恩給ノ年額ハ第六十五條ノ規定ニ拘ラズ退職當時ノ階等ニ依リ定メタル別表第一号表ノ俸給月額ニ痾疾ノ程度ニ依リ別表第二号表ニ定メタル月數ヲ乗ジタル金額ノ十倍ニ相当スル金額トス

在職年二十年以上ノ軍人軍属ニ給スル増額恩給ノ年額ニ付テハ前項ニ規定スル金額ニ二十年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ別表第一号表ノ俸給月額ノ三十分ノ四十相当スル金額ヲ加ヘタル金額トス前二項ノ規定ニ依ル増加恩給ニシテ痾疾ノ程度ガ令第二十四條ノ特別項症乃至第二項症ニ係ルモノノ年額ニ付テハ之ヲ受クル者ノ妻又ハ子ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノ一入ニ付年額二千四百円ヲ加給ス

一 増加恩給ヲ受クルノ事由發生當時之ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維

持シタル妻又ハ十六歳未満ノ子

二 増加恩給ヲ受クルノ事由發生當時ヨリ不具瘡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ妻又ハ子

第六條 軍人軍属タルニ因ル増加恩給ニシテ瘡疾ノ程度令第二十四條ノ第七項症ニ係ルモノ又ハ傷病年金ヲ受ケタル者又ハ受クベカリシ者ニハ法第六十六條ノ規定ニ拘ラズ別表第一号表ノ俸給月額ニ瘡疾ノ程度ニ依リ別表第三号表ニ定メタル月数ヲ乗ジタル金額ノ十倍ニ相当スル金額ノ傷病賜金ヲ給ス

瘡疾ノ程度ガ令第三十一條ノ第一目症又ハ第二目症ニ係ル下士官以下ノ軍人軍属ニ給スル傷病賜金ノ金額ハ法第六十六條ノ規定ニ拘ラズ別表第一号表ノ俸給月額ニ別表第三号表ノ月数ヲ乗ジタル金額トス

法第六十六條ノ二ノ規定ハ准士官以上ノ軍人軍属第一項ノ傷病賜金ヲ受ケタル後増加恩給ヲ受クルニ至リタル場合ニ付之ヲ準用ス

第七條 恩給ヲ受クル者又ハ受クベキ者聯合國最高司令官ニ依リ抑留又ハ逮捕セラレタルトキハ其ノ間恩給ノ支給ハ之ヲ差止メ又ハ恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ裁定セズ

第八條 公務員若ハ公務員ニ準ズベキ者又ハ此等ノ者ノ遺族聯合國最高司令官ニ依リ抑留又ハ逮捕セラレ有罪ノ判決確定シタルトキハ抑留又ハ逮捕ノ時ヨリ恩給ヲ受クルノ資格又ハ權利ヲ失フ
公務員又ハ公務員ニ準ズベキ者聯合國最高司令官ノ命令ニ基キ退職シタルトキハ恩給ヲ受クルノ資格又ハ權利ヲ失フ

第四條乃至第六條ノ規定ハ前二項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第四十一條第二号ノ規定ノ適用ニ付テハ第五十一條ノ規定トアルハ第一項及第二項ノ規定ヲ含ムモノトス

第九條 前八條ノ規定ハ内閣總理大臣ノ特ニ定ムル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第十條 本令ノ適用ヲ受クベキ恩給ヲ受クルノ權利ニシテ本令施行前

給與事由ノ生ジタルモノニ付テノ時效ハ昭和二十一年二月一日ヨリ
進行ス

第十一條 本令ノ施行ニ関シ必要ナル事項ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條及第八條ノ規定ハ昭和二十年十一月二十四日ヨリ之ヲ適用ス

本令施行ノ際現ニ恩給ヲ受クル者ニ付本令ヲ適用スル場合ニ於テハ權

利者ノ請求ヲ俟タズシテ恩給ノ改定ヲ為スコトヲ得

附 則 (昭和二十一年勅令第三〇四号)

第一條及び第六條の改正規定は、昭和二十一年二月一日から、第八
條の改正規定は、昭和二十年十一月二十四日から、これを適用する。

附 則 (昭和二十三年政令第三百十九号)

1 この政令は、公布の日から、施行し、昭和二十三年九月一日から、
適用する。

2 昭和二十三年八月三十一日以前に給與事由の生じた軍人軍属の傷
病賜金の金額又は同日以前に給與事由の生じた軍人軍属の増加恩給
の昭和二十三年八月分までの年額の計算については、なおこの政令
により改正される前の第五條又は第六條の規定を適用する。

3 削除

4 この政令の附則第二項に規定する増加恩給については、昭和二十
三年九月分以降、その年額を第五條の改正規定及び前項の規定によ
り計算して得た年額に改定する。

5 前項の規定により増加恩給の年額を改定する場合においては、裁
定應は、受給者の請求を待たずに、これを行う。但し、第五條第三
項の改正規定による加給については、受給者の請求を待って、これ
を行う。

附 則 (昭和二十六年政令一三〇号) 五月一日

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年二月一日から適用する。

2 改正後の恩給法の特例に關する件第五條第一項の規定の適用については、同項の規定により計算した増加恩給の年額は、療疾の程度が旧恩給法施行令(大正十二年勅令第三百六十七号)第二十四條第一項の特別項症から第二項症までに係るものについては三万円、同項の第三項症から第六項症までに係るものについては二万四千円を、それぞれとすることができない。

3 昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く恩給法の特例に關する件の一部を改正する政令(昭和二十三年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。
附則第三項を次のように改める。

3 削除

4 昭和二十六年一月三十一日以前に給與事由の生じた軍人軍属の増加恩給の昭和二十六年一月分までの年額及び同日以前に給與事由の生じた軍人軍属の傷病賜金の金額の計算については、なお、従前の例による。

5 前項に規定する増加恩給については、昭和二十六年二月分以降、その年額を恩給法の特例に關する件第五條の改正規定並びにこの政令の附則第二項及び附則第三項の規定を適用して計算した年額に改定する。

6 前項の規定による増加恩給の年額の改定は、裁定庁が、受給者の請求を待たずに行う。

7 昭和二十一年二月一日以後引き続き内地外にいた軍人軍属で昭和二十三年七月一日以後内地に帰還したものが恩給法の特例に關する件第一條から第四條までの規定によつて文官として一時恩給を受けるべき場合においては、その一時恩給の金額の計算の基礎とすべ

退職當時の俸給月額は、文官として普通恩給を受けるものとした
場合においてその普通恩給の年額の計算の基礎とすべき俸給年額の
十二分の一に相当する金額とする。

前項の規定に該当する者で同項の規定によつて計算した金額の一
時恩給を受けなかつたものについては、その者の申出により、その
金額と既に受けた一時恩給の金額との差額を追給するものとする。

(別表)
第一号表

階等	俸給月額
大將	五〇〇円
中将	四〇〇円
少将	四〇〇円
大佐	三〇〇円
中佐	二七〇円
少佐	一九〇円
大尉	一五〇円
中尉	一二〇円
少尉	一一〇円
官士	一〇〇円
官士	九〇円
兵	八〇円

備考 軍人又ハ準軍人以外ノ第一條ノ者ノ俸給月額ハ階等ニ拘ラズ其ノ者ノ退職當時ノ俸給月額トス

第二号

痼疾ノ程度	月数
令第二十四條ノ特別項症	八〇月
第一項症	七〇月
第二項症	六〇月
第三項症	六〇月
第四項症	五〇月
第五項症及第六項症	五〇月
同	
同	
同	
同	
同	

第三号表

痼疾ノ程度	月数
令第二十四條ノ第七項症	二〇月
令第二十四條ノ二ノ第一款症	一五〇月
第二款症	一二〇月
第三款症	九〇月
第四款症	六〇月
同	四〇月
令第三十一條ノ第一目症	二〇月
第二目症	二〇月
同	

警察予備隊令

(昭和二十五年政二百六十号)

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基き、この政令を制定する。

(目的)

第一条 この政令は、わが國の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するの必要を朕内閣で、國家地方警察及び自治体警察の警察力を補充し、かつ警察予備隊を設け、その組織等に關し規定することを目的とする。

(設置)

第二条 總務府の機關として警察予備隊を置く。

(任務)

第三条 警察予備隊は、治安維持のため特別の必要がある場合において、内閣總理大臣の命を受け行動するものとする。

2 警察予備隊の活動は、警察の任務の範圍に限られるべきものであつて、いやしくも日本國憲法の保障する個人の自由及び權利の干渉にわ

たる等その権能を濫用することとなつてはならない。

3 警察予備隊の警察官の任務に關し必要な事項は、政令で定める。

(定員)

第四条 警察予備隊の職員は、七万五千百人とし、うち七万五千人を警察予備隊の警察官とする。

(組織)

第五条 警察予備隊に、本部及び部隊その他所屬の機關を置く。

(本部の組織)

第六条 本部に、長官官房の外、醫務局、人事局、裝備局、経理局及び医務局を置く。

(長官及び次長)

第七条 本部に、長官及び次長各一人を置く。

2 長官は、内閣總理大臣が任命する。

3 長官の任免は、天皇が認証する。

4 長官は、内閣總理大臣の指揮監督を受け、警察予備隊の長として隊

務を統轄する。

5 次長は、長官の職務を助ける。

(職員の人事管理)

第八条 警察予備隊の職員の職は、特別職とする。

2 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三章第六節（第三款を除く。）及び第七節の規定並びにこれらの規定に関する前則の規定は、前項の職員に準用する。この場合において、これらの規定中「人事院」とあるのは「内閣総理大臣」と、「人事院規則」とあるのは「総理府令」と読み替えるものとする。

3 警察予備隊の職員に対する恩給法（大正十二年法律第四十八号）、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）及び国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律（昭和二十五年法律第百四十二号）の適用については、政令で特別の定をすることができ。

4 前三項に定めるものを除くの外、警察予備隊の職員の階級、任免、昇任、給与、服制その他人事に關する事項については、政令で定める。（内閣総理大臣の権限の代行）

第九条 内閣総理大臣は、特に必要があると認める場合においては、この政令に基きその権限に属する事務を、他の國務大臣に行わせることができる。

(組織編成等の組目)

第十条 この政令に定めるものを除くの外、警察予備隊の組織編成その他必要な事項については、総理府令で定める。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和二十五年度に限り、内閣は、一般会計予算における国債費の金額のうち二百億円を、警察予備隊に必要経費に移用する。

3 昭和二十五年度内における契約等に因り支出の義務を生じ、当該年度内に支出を終らなかつた経費の金額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

4 内閣総理大臣は、当分の間、国家地方警察の機關として、警察予備

除の事務の一部を取り扱わせることができる。

5 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百一十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二の次に、次の一条を加える。

第十六条の三 総務府の警察として、警察予備隊を置く。

2 警察予備隊は、わが国の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するため、国家地方警察及び自治体警察の警察力を補うものとして設置される機関とする。

3 警察予備隊の組織及び所掌事務については、警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百六十号）の定めるところによる。

6 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）並びにこれらの法律に基いて発せられる命令は、警察予備隊の職員には適用しない。

7 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第四百四条の規定にかかわらず、

同法の規定のうち、無線局の設計及び検査並びに無線従事者に関するものは、警察予備隊の移動無線局には適用しない。

8 警察予備隊本部長官は、警察予備隊の移動無線局の使用しようとする周波数については、電波監理委員会からの承認を受けなければならない。

9 警察予備隊の移動無線局は、前項に規定する周波数の使用について、他の無線局の運用を阻害するような混信を防止するため電波監理委員会が電波監理委員会規則で定めるところに従うものとする。

昭和二十年勅令第五百四十二号に基く「科学技術者経歴調査書」提出に関する件

昭和二十二年五月七日

総理府令、内務省令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、第一号、商工省令、運輸省令、逓信省令、

改正昭和二十二年六月二十日第二号

昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言の受諾に伴い、併する命令に關する件に基き「科学技術者経歴調査書」提出に關する件を次の如くに定める。

- 第一條 旧大学令による大学卒業業者（外国の大学の卒業業者を含む。以下同じ）で、科学の研究又は技術の發達に付し、昭和十一年度以降において左の各号の一に該當する者は、主務大臣の定める様式により科学技術者経歴調査書へ以下調査書といふこととし、七通（英文五通及び和文二通）を主務大臣に提出し、提出しなればならない。
- 一 科学技術に關し論文、報告その他著作を公表した者
- 二 科学技術に關し特許、勲章、賞金、奨励金、補助金等を受けた者
- 三 前項に規定する大学卒業業者以外の者で、科学技術に關する研究の結果昭和十一年以降に關して前項各号の一に該當する者について又同やうとする者
- 第二條 学校、会社、研究機關その他の団体へ以下單に学校等といふことに所屬する者は、調査書を昭和二十二年七月一日迄にその長に提出し、提出しなればならない。学校の長が調査書を受領したときは、都府縣ごとにこれをとりまとめ、主務大臣の定める様式による文書を附して、昭和二十二年七月十日迄に主務大臣にこれを進達し、提出しなればならない。

- 第三條 学校等に所屬する者以外の者は、直接調査書を昭和二十二年七月十日迄に主務大臣に提出し、提出しなればならない。
- 第四條 左の各号の一に該當する者は、これを一年以下の懲役若しくは禁錮又は千円以下の罰金に處する。
- 一 第二條第一項又は第三條の規定に違反して調査書を提出しない者又は調査書に虚偽の記載をした者
- 二 第二條第二項の規定に違反して調査書を進達しない者

附則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十年勅令第一号(昭和二十年勅令第五百四十二号ニ基ク)
文部省令
農林省令
商工省令
運輸省令

工場事業場、研究機関等ノ事業報告書等ニ関スル件)
昭和二十年十月十日

商工部令
農林省令第一号
運輸

改正 昭和二十一年六月一九日閣、文、農、商、運、厚令第一号、二十四年七月
二〇日閣、大、文、厚、農、通産、運、電通、勞、建令第一号

昭和二十年勅令第五百四十二号ニ基キ工場事業場、研究機関等ノ事業報告書等ニ関スル件左ノ通定ム

第一條 今次ノ戦争終結ノ際左ニ掲グル物資ノ生産又ハ加工ノ業ヲ営ミタル者ハ其ノ所有シ又ハ使用スル工場、事業場、設備、特許权其ノ他ノ財産及之ニ関スル一切ノ

-2-

帳簿其ノ他ノ書類ヲ良好ナル状態ニ於テ保存シ及維持スベシ

一 兵器

二 航空機

三 戦闘用艦艇

四 弾薬

五 鉄鋼

六 化学薬品

七 非鉄金属

八 アルミニウム

九 マグネシウム

十 合成ゴム

十一 人造石油

十二 工作機械

十三 有無線通信機其ノ他ノ電気器具

-1-

十四 自動車

十五 船舶（総噸数百噸以上ノモノヲ謂フ）

十六 重量機械（重量一噸以上ノモノヲ謂フ）及其ノ重要ナル部分品

十七 第五号乃至第十一号ニ掲グルモノノ外第一号乃至第四号ニ掲グル物資ヲ生産

スル爲特ニ着案シ又ハ生産セラルル部分品並ニ原料及材料

前項ニ掲グル者ノ外八東亞戰爭ノ遂行ニ必須ノ物資ノ生産、加工若ハ配給ヲ担当シ又ハ此等ノ業務ノ統制ヲ担当シタル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノハ其ノ所有シ又ハ使用スル工場、事業場、設備、特許証其ノ他ノ財産及之ニ關スル一切ノ帳簿其ノ書類ヲ良好ナル状態ニ於テ保存シ及維持スベシ八東亞戰爭ノ遂行ニ必須ノ輸送又ハ輸送ノ統制ヲ担当シタル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノニ付亦同ジ

第二條 科学又ハ技術ニ關スル研究所、試験所、調査機關等（專ラ臨床、診斷ヲ行フ医学研究所ヲ除ク以下研究所等ト称ス）ノ経営者（一國、日本国有鐵道、日專賣公社、法令ニ依ル公団及地方公共団体ノ研究所等ニ在リテハ其ノ長トス以下同ジ）ハ前年度ニ於ケル研究、經費、職員、施設等ノ状況及当該年度ニ於ケル研究等

-4-

ノ当該年度当初ノ状況ニ基ク事業計畫ニ關スル報告書及文ニ通及英文四通ヲ主務大臣ノ定ムル様式ニ依リ作成シ毎年四月二十日迄ニ主務大臣ニ提出スベシ

第三條 研究所等ニ於テ前條ノ報告書ノ提出後事業計畫ヲ變更シタル場合又ハ年度ノ中途ニ於テ新タナル事業計畫ヲ立テタル場合ハ当該研究所等ノ経営者ハ之ニ關スル報告書及文ニ通及英文四通ヲ速カニ主務大臣ニ提出スベシ

第三條 研究所等ノ経営者ハ正ナル权限ヲ有スル連合軍代表者ガ研究所等ニ臨檢シ業務ノ状況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セントスルトキハ之ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避スルコトヲ得ズ

第四條 第一條ノ規定ニ依ル義務ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千円以下ノ罰金ニ處ス

第五條 左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千円以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條及第五條ノ二ノ規定ニ違反シ報告書ヲ提出セズ又ハ報告書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

二 第三條ノ規定ニ違反シ連合單代表者ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲスハ忌避シタル者

第六條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前二條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本條ノ罰金ヲ科ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリスル施行スル

附則

(昭和二十四年) 総理府令、大蔵、文部、厚生、農林、通商産業、建設、運輸、電気通信、労働、省令第一号

1 この命令は、公布の日から施行し、昭和二十四年七月一日から適用する。

2 工場事業場、研究機関等の事業報告書に關する件第二條の規定により昭和二十五年四月二十日までに主務大臣に提出すべき報告書は、同條の規定にかかわらず、昭和二十四年一月一日から同年三月三十一日までの研究、経費、職員、施設等の状況を含めて作成しなければならぬ。